

不燃化推進特定整備地区事業の推進について

1 概要

大塚五・六丁目地区は、不燃化推進特定整備地区事業により建築物の除却工事費や建替えに伴う建築設計及び工事管理費の一部助成を行っている。

今後、更なる事業の促進を図るため、老朽建築物の所有者の住替え助成を追加する。

2 住替え助成の内容

- (1) 転居一時金・・・・・・・・・・賃貸借契約時に要する費用（敷金を除く）
（4人世帯の場合の上限額 175,000 円）
- (2) 住居用家財移転費用・・・・引越し時の荷物の移転に要する費用
（4人世帯の場合の上限額 169,000 円）
- (3) 家賃・・・・・・・・・・賃貸料の3月分
（4人世帯の場合の上限額 525,000 円）

3 今後のスケジュール（予定）

- | | |
|-------------|--------|
| 平成 30 年 2 月 | 定例議会報告 |
| 平成 30 年 3 月 | 住民説明会 |
| 平成 30 年 4 月 | 事業開始 |